

東京都がん対策推進計画とは

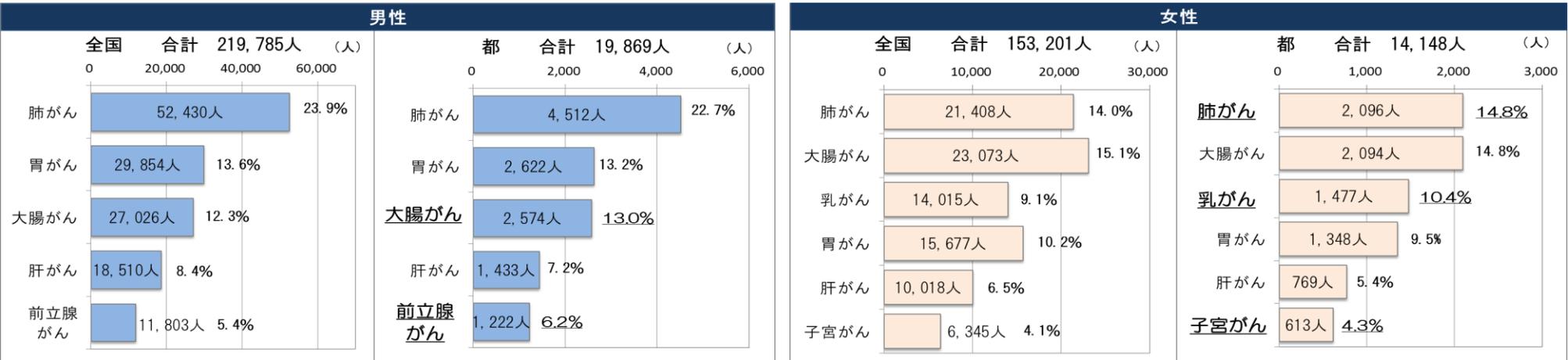
都道府県が、がん患者に対するがん医療の提供状況等踏まえ策定する、がん対策の推進に関する計画（がん対策基本法第12条第1項）

計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間（少なくとも6年ごとに必要に応じて変更）

都のがんの状況

がんの種類別がんによる死亡者割合の比較



「人口動態統計（平成28年）」（厚生労働省）

○ がんの罹患を防ぎ、がんによる死亡を減らすためのがんの予防・早期発見

○ トータルケア（患者等が、診断から治療、その後のフォロー含めた全ての時期において、全人的なサポート）が受けられる医療提供体制の確保

○ がん患者が、罹患後に生きていくうえで直面する課題を乗り越えて行くための支援

全体目標

「がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- ① 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ② 患者本位のがん医療の実現
- ③ 尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

第1章 計画改定に当たって

- これまでの国及び都のがん対策、本計画の位置付け及び計画期間・進行管理方法

第2章 がんを取り巻く現状

- 都のがんの状況（死亡率、罹患率、がん医療における地域特性等）

第3章 全体目標と基本方針

- 本計画期間におけるがん対策の全体目標とその考え方

第4章 分野別施策

1 がんのリスクの減少（一次予防）

- 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ 科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣に関する普及啓発及び環境づくりの推進
 - ・ 喫煙率減少に向けた啓発や環境整備及び受動喫煙防止対策の推進（東京都受動喫煙防止条例（仮称））
- 感染症に起因するがん予防のための取組の推進

2 がんの早期発見（二次予防）

- がん検診受診率50%の達成に向けた区市町村支援及び検診受診の機運醸成に向けた普及啓発の実施
- 科学的根拠に基づくがん検診の実施や、精密検査受診率90%の達成に向けた体制の整備
- 職域での検診実施や質の向上及び受診促進に向けた支援の実施

3 がんの医療提供体制

- 専門的ながん医療提供体制と地域の医療機関における適切な医療提供体制の確保
- トータルケア（患者等が、診断から治療、その後のフォローを含めた全ての時期において、全人的なサポート）の提供を目指した多職種連携の強化

4 緩和ケアの提供体制

- 診断時からの切れ目のない緩和ケア提供のため、拠点病院等における基本的・専門的な緩和ケアの提供体制を充実・強化
- 患者が希望する場所で安心して療養できるよう、緩和ケア病棟の機能分化と一般病床も含めた在宅療養者の病状変化時の受入れ体制の検討
- 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解のための普及啓発

5 相談支援・情報提供

- 患者・家族等の相談ニーズの多様化に対応する相談体制の確保・充実
- 東京都がんポータルサイトの活用促進と提供情報の充実等により、都民等へのがんに関する正しい情報発信

6 ライフステージに応じたがん医療等の提供

- 患者のライフステージ（小児及びAYA世代^{*}、働く世代、高齢者）に応じた適切な医療提供や支援等の推進

7 がんとの共生

- がん患者等が、罹患前と変わらず安心して生活し続けることが可能な地域共生社会の構築

8 施策を支える基盤づくり

- がん登録及びがんに関する研究の推進
- がん教育等による、あらゆる世代に対するがんに関する正しい理解の促進

第5章 計画推進のために

- 都や区市町村、都民、医療機関、事業者、医療保険者、教育機関等の役割
- 関係者が一体となったがん対策の推進

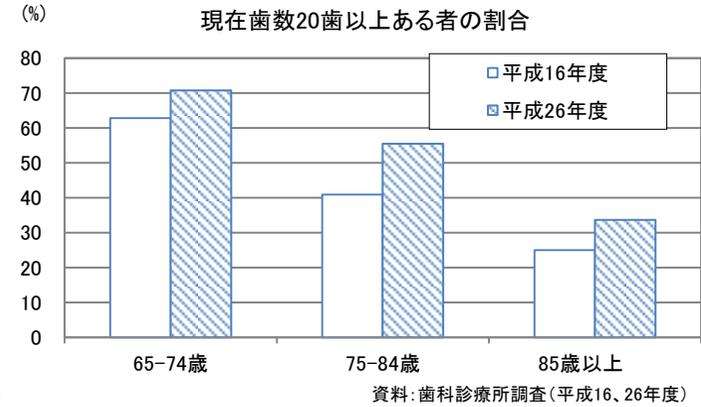
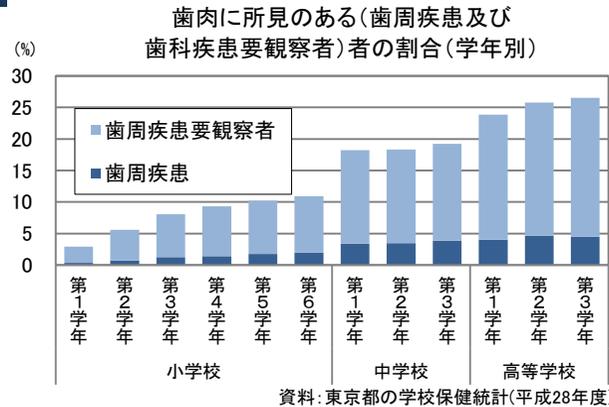
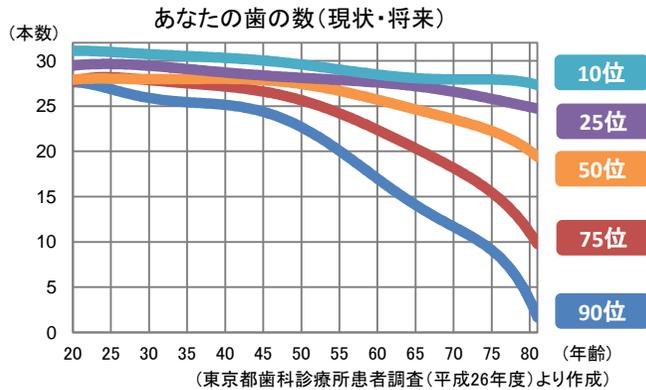
東京都歯科保健推進計画とは

歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる計画（歯科口腔保健の推進に関する法律第13条）

計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間（計画期間中であっても必要に応じて見直し）

都民の口腔内の状況



- 若い世代の歯科保健に関する知識と行動の充実が40歳代以降からの急激な歯の喪失を予防
- 口腔機能は食べることやコミュニケーションに関わる重要な役割を果たしており、全身の健康や認知症予防につながるため、生涯を通じた歯と口の健康づくりが大切

都民の目指す姿

都民がいつまでもおいしく食べ、
笑顔で人生を過ごすことができること

都民の 取組

- 生涯を通じて食べることや会話を楽しむ
- 日常的に自ら口腔ケアに取り組む
- かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受ける

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定までの経緯
- 計画の4本の柱
- 計画の位置付け
- 計画の期間

第2章 都民の歯と口の健康づくりの推進

1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

(1) 乳幼児期

- 乳幼児期のむし歯予防や口腔機能向上を推進
- 乳幼児期からかかりつけの歯科医を持つことの習慣付けを啓発

(2) 学齢期

- 学校保健活動等を通じ、生活習慣の改善
- 乳歯から永久歯への生えかわりの時期の定期健診や予防処置の習慣化を啓発

(3) 成人期

- 若い世代からの歯周病予防を啓発
- 全身の健康に歯周病が深く関わることを啓発

(4) 高齢期

- 加齢や疾病に伴う口腔機能低下や誤嚥性肺炎のリスク予防を啓発
- 生涯を通じた定期的な歯科健診や予防処置の徹底を啓発

2 かかりつけ歯科医での予防管理・医科歯科連携の推進

(1) かかりつけ歯科医

- かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診や予防処置を受けることを啓発

(2) 医科歯科連携

- 全身疾患がある方の治療に、医科と歯科が連携して対応することを推進
- 周術期口腔ケアに対応する歯科医療従事者を育成し、病院との連携を推進
- かかりつけ医や病院との情報共有を図り在宅療養者の歯と口の健康を支援

3 地域で支える障害者歯科医療の推進

- 施設職員や家族に歯と口の健康づくりについて啓発
- 障害者歯科医療に携わる歯科医療従事者の育成
- 予防から専門的歯科治療にわたる歯科医療機関の機能分担と連携の強化

4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

- ケアマネジャーなどの多職種への歯科的な知識の普及による医療・介護の連携
- 在宅歯科医療や摂食嚥下機能支援を支える人材の育成

第3章 計画の推進

1 各主体の役割

- 都民や都、区市町村、歯科医療関係者などの役割

2 計画の推進体制

- 関係者が連携を図り都民の歯科保健対策を推進

第4章 参考資料

- 策定の経緯
- 用語解説
- 基礎データ